第６回　渋川市農業委員会月次総会　議事録

開会の日時　　令和元年　９月　６日　午前　９時３０分
閉会の日時　　令和元年　９月　６日　午前１０時１６分
開会の場所　　市役所第二庁舎　２０１会議室

委員

議席	氏　名	出席	欠席	備　考
1	星　野　安　久	○		
2	斉　藤　美　保	○		
3	岸　　正　二	○		
4	角　田　壽　一	○		
5	鳥　山　孝　子	○		
6	新　井　正　喜	○		
7	飯　塚　敬　子	○		
8	下　田　三　徳	○		
9	齊　藤　由　香	○		
10	大　島　アサ子	○		
11	須　田　和　敏	○		
12	青　木　明　雄	○		
13	髙　井　眞佐実	○		
14	石　田　玉　枝	○		
15	野　村　隆	○		
16	眞　下　謹　司	○		
17	廣　瀬　淳	○		
18	髙　槝　昭　彦	○		
19	山　本　彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第２２条の規定による出席者

	齋　藤　光　男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新　井　健　二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井　一　美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲　谷　賢　司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員　　議席１１番　　須田　和敏　委員

議事録署名委員　　議席１２番　　青木　明雄　委員

議事参与が制限された委員数　０人　　傍聴人数　０人

委員以外の出席者　　事 務 局 長　　内山　勉
副事務局長　　中澤　正幸
統括主幹（係長）　　竹之内　智行
主　　事　　小林　史弥

会　議　の　顛　末

開　会　＜午前９時３０分＞

事務局　それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第４条第３項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いします。

議　長　皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第６回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ただいまの出席委員は１９人中１９人で会議は成立しました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第１、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第２、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に議席番号１１番､須田和敏委員と議席番号１２番、青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしと認めます。よって議事録署名委員は議席番号１１番、須田和敏委員と議席番号１２番、青木明雄委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第３、報告第１号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　はい、議長。事務局長。

議　長　はい、事務局長。

事務局　ただいま、ご上程いただきました報告第１号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の１ページをお願いします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので

ご報告いたします。
　この度の届出は、１ページに記載の番号１から２番までの２件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
　以上で報告第１号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の報告が終わりました。
　質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　　質疑なしと認め、質疑を終結します。
　つづきまして、議事日程第４、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　はい、議長。事務局長。

議　長　　はい、事務局長。

事務局　　ただいま、ご上程いただきました報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の３ページをお願いします。
　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
　この度の届出は、３ページから６ページに記載の番号１から８番までの８件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。
　また、全ての届出について権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。
　以上で報告第２号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の報告が終わりました。
　質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　　質疑なしと認め、質疑を終結します。
　つづきまして、議事日程第５、報告第３号、制限除外の農地等移動

通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　はい、議長。事務局長。

議　長　はい、事務局長。

事務局　ただいま、ご上程いただきました報告第３号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の７ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、７ページに記載の番号１から２番の２件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第３号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第６、報告第４号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　はい、議長。事務局長。

議　長　はい、事務局長。

事務局　ただいま、ご上程いただきました報告第４号、埋蔵文化財試掘調査届についてご説明申し上げます。報告書の９ページをお願いいたします。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、番号１番の１件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第４号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第７、報告第５号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を野村班長、子持、赤城、北橘地区を髙井第１班長より報告をお願いします。最初に野村班長お願いします。

１５番　８月２７日に実施しました、第１班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局は、狩野主幹、小林主事と私、野村の６名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第４条による申請が１件、第５条による申請が８件、合計９件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じです。

はじめに４条申請であります。議案書の５ページをご覧ください。

申請番号４の１番の現地は、東は畑と宅地、西と南は道路、北は山林となっています。問題ないと思われます。

次に５条申請であります。９ページをご覧ください。

申請番号５の１番の現地は、東と南は道路、西と北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の２番の現地は、東と北は一体利用する宅地、西と南は道路となっています。問題ないと思われます。

１０ページをご覧ください。

申請番号５の３番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の４番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の５番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は雑種地と道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の６番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われます。

１１ページをご覧ください。

申請番号５の７番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は宅地と田となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の８番の現地は、東は竹林、西と南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われます。

以上で第１班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議　長　　ありがとうございました。
続きまして、髙井第１班長お願いします。

１３番　　８月２７日に実施しました、第１班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。
参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と私、髙井、事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員の計７名で実施しました。
今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第４条による申請が４件、第５条による申請が９件、合計１３件でありました。
それでは、議案書に沿って報告いたします。
なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。
はじめに４条申請であります。議案書の５ページをご覧ください。
申請番号４の２番の現地は、東と西と北は道路、南は宅地となっています。問題ないと思われます。
続きまして議案書の６ページをご覧ください。
申請番号４の３番の現地は、東は雑種地、西は山林、南は道路、北は山林となっています。問題ないと思われます。
申請番号４の４番の現地は、東と北は畑、西と南は道路となっています。問題ないと思われます。
続きまして議案書の７ページをご覧ください。
申請番号４の５番の現地は、東は畑と道路、西は道路、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。
次に５条申請であります。議案書１１ページをご覧ください。
申請番号５の９番の現地は、東は畑、西と南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われます。
続きまして議案書の１２ページをご覧ください。
申請番号５の１０番の現地は、東は宅地と山林、西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。
申請番号５の１１番の現地は、東は山林、西は宅地と道路、南は山林、北は雑種地となっています。問題ないと思われます。
続きまして議案書の１３ページをご覧ください。
申請番号５の１２番の現地は、東は畑と宅地と道路、西は畑、南は畑と墓地、北は宅地と道路となっています。問題ないと思われます。
申請番号５の１３番の現地は、東は畑、西は畑と宅地、南と北は道路となっています。問題ないと思われます。
続きまして議案書の１４ページをご覧ください。

申請番号５の１４番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。
申請番号５の１５番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われます。
申請番号５の１６番の現地は、東は宅地、西は畑、南は道路、北は畑となっています。問題ないと思われます。
続きまして議案書の１５ページをご覧ください。
申請番号５の１７番の現地は、東は畑と宅地、西は畑と雑種地、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。
以上で第１班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議　長　ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。
ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

４　番　はい、議長。４番角田。

議　長　はい、角田委員。

４　番　営農型太陽光の一時転用は転用期間が終わる３年後はパネルを撤去するよう徹底されているか。また、市の方で太陽光を法規制するという話を聞くが申請は増える一方であり、法令的に許可基準を満たせば許可せざるおえないのは分かるが毎月、太陽光ばっかりの状況をどう思うか。

事務局　はい、議長。副事務局長。

議　長　はい、副事務局長。

事務局　ただいまの角田委員の質問ですが営農型太陽光は３年間の一時転用であります。買取制度は２０年間ですので３年後はまた更新の許可申請してもらいます。２０年後は撤去してもらうかそのまま使用してもらうかになります。また法規制に関しては、来年１月から条例が制定されます。５００㎡以上の太陽光発電が規制されますので多少厳しくなります。

１３番　はい、議長。１３番髙井。

議　長　はい、髙井委員。

１３番　意見がでた申請番号４の４番，４の５番についてですが現地調査で

見たところ、四駆の軽トラで上がるのが精一杯の場所でしたのであの場所で耕作するのは大変だと感じた。なので太陽光の売電収入と営農の収入でなんとか耕作放棄地にならなければいいと思いました。

議　長　　ほかに質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　　質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で現地調査報告を終わります。
つづきまして、議事日程第８、協議第１号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、議長。事務局係長。

議　長　　はい、事務局係長。

事務局　　ただいま、ご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてをご説明いたします。協議書の１ページをお願いします。
協議第１号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第３条の２第２項の規定による変更の照会があったので意見の決定を求めるものです。
なお、詳細につきましては、農林課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程お願いします。

議　長　　それでは、農林課の担当者から説明していただきます。

農林課　　農林課の後藤です。よろしくお願いいたします。
渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。
協議書１ページからの農用地区域変更申出一覧表除外関係をご覧ください。
これは、７月３０日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき除外が認められたものです。
最初に渋川地区除外にになります。除外数は２７筆です。内訳は、田１６筆、１２，２００平方メートル、畑１１筆、６，６９１平方メートル、合計２７筆、１８，８９１平方メートルとなります。

３ページをご覧ください。
渋川地区編入になります。編入数は１筆です。内訳は、畑１筆、６５９平方メートルとなります。
４から５ページをご覧ください。
農振法第１０条第３項非該当による農用地区域変更になります。この変更は、農業委員会において農用地区域内農地が非農地判断されたものを除外するものです。除外数は２０筆です。内訳は、田１筆、２０平方メートル、畑１６筆、５，９０３平方メートル、山林３筆、３，７２３平方メートル、合計２０筆、９，６４６平方メートルとなります。
今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、除外、編入１０条３項非該当との差し引きの結果、２．７９ヘクタールの減で６４３．３９ヘクタールになります。
６ページをご覧ください。
伊香保地区除外になります。除外数は１筆です。内訳は、畑１筆、９２１平方メートルとなります。
７ページをご覧ください。
伊香保地区編入になります。編入数は１筆です。内訳は、畑１筆、１，５８０平方メートルとなります。
今回の変更により、伊香保地区の農振農用地面積は、除外と編入との差し引きの結果、０．０７ヘクタールの増で３８．１ヘクタールになります。
８ページをご覧ください。
小野上地区除外になります。除外数は１２筆です。内訳は、田１筆、４１３平方メートル、畑１１筆、７，７４７．５平方メートル、合計１２筆、８，１６０．５平方メートルとなります。
今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は、０．８２ヘクタールの減で１８３．３５ヘクタールになります。
９から１０ページをご覧ください。
子持地区除外になります。除外数は３２筆です。内訳は、田３筆、２，７４４平方メートル、畑２９筆、２５，４７２平方メートル、合計３２筆２８，２１６平方メートルとなります。
１１ページをご覧ください。
子持地区編入になります。編入数は１筆です。内訳は、田１筆、５００平方メートルとなります。
１２ページをご覧ください。
農振法第１０条第３項非該当による農用地区域変更になります。先ほどの渋川地区と同じく、農業委員会において、農用地区域内で非農地判断されたものを除外するものです。除外数は２筆です。内訳は、畑１筆、１，２９５平方メートル、山林１筆、５６８平方メートル、

合計２筆、１，８６３平方メートルとなります。
今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、除外、編入、１０条３項非該当との差し引きの結果、２．９６ヘクタールの減で７４４４．９９ヘクタールになります。
１３ページをご覧ください。
赤城地区除外になります。除外数は９筆です。内訳は、畑９筆、３，５６５平方メートルとなります。
１４ページをご覧ください。
赤城地区編入になります。編入数は５筆です。内訳は、畑４筆、２，５１０平方メートル、山林１筆、８９平方メートル、合計５筆、２，５９９平方メートルとなります。
今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、除外と編入との差し引きの結果、０．１ヘクタールの減で１，５２４．０９ヘクタールになります。
１５ページをご覧ください。
北橘地区除外になります。除外数は１１筆です。内訳は、田１筆、２，１２２平方メートル、畑１０筆、８，３４１平方メートル、合計１１筆、１０，４６３平方メートルとなります。
１６ページをご覧ください。
北橘地区編入になります。編入数は１筆です。内訳は、畑１筆、２，６３３平方メートルとなります。
今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は、除外と編入との差し引きの結果、０．７８ヘクタールの減で、８３７．７６ヘクタールになります。
以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
協議第１号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更については認めることでご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。
つづきまして、議事日程第９、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号３の１番から３の７番の７件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　はい、議長。事務局係長。

議　長　はい、事務局係長。

事務局　ただいま、ご上程いただきました議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請につきましてをご説明いたします。議案書の１ページから３ページ関連です。議案書の１ページをお願いします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号３の１番から３の７番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

始めに、申請番号３の２番と３の３番につきましては、農地の交換による農業経営の効率化を図るもので、それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

次に、申請番号３の２番と３の３番を除く、申請番号３の１番から３の７番の５件につきましては、農業経営規模拡大のため、それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第３条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

申請番号３の１番から３の７番の７件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

１　番　はい、議長。１番星野。

議　長　はい、星野委員。

１　番　申請番号３の７についての質問ですが自作地が１反６畝、借入地を含めれば５反ほどになる。農業経営規模拡大による申請だが現在の農業経営はどうなっているか。

事務局　はい、議長。副事務局長。

議　長　　はい、副事務局長。

事務局　　１番委員の質問ですが渋川地区でみかんの苗木、北橘地区でブルーベリーの木を育てています。自動車関連の自営業を営んでいましたが自営業の経営を息子に任せて農業に専念できる状況になったので数年前に新規就農し、農地を取得できるようになったので今回申請されました。

議　長　　ほかに質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　　質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第１号、申請番号３の１番から３の７番の７件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　　異議なしと認め、申請番号３の１番から３の７番の７件については、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第１０、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号４の１番から４の５番の５件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　はい、議長。事務局係長。

議　長　　はい、事務局係長。

事務局　　ただいま、ご上程いただきました農地法第４条の規定による、許可申請につきましてご説明いたします。議案書の５ページをお願いします。
議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第４条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。
申請番号４の１番から４の５番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。
申請番号４の１番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業

用施設であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号４の２番は、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請です。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を８月２７日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。議案書の６ページをお願いします。

申請番号４の３番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号４の４番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を８月２７日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。議案書の７ページをお願いします。

申請番号４の５番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を８月２７日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

以上で、農地法第４条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

まず始めに、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件を審議いたします。それでは、営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して７番、飯塚委員にお願いします。

７　番　　はい、議長。７番。

議　長　　はい、７番委員。

７　番　　調査は、８月２７日に、山本会長、大島職務代理、髙槝農政部会長、阿久津推進委員と私、事務局からは、内山局長、中澤副局長、狩野主幹の合計８名で実施しました。

お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件を審議いたします。先程の報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第２号、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしと認め、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第２号、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件を除く申請番号４の１番から４の５番の５件中２件について審議します。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第２号、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件を除く申請番号４の１番から５番の５件中２件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしと認め、申請番号４の２番、４の４番及び４の５番の３件を除く申請番号４の１番から５番の５件中２件については、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第１１、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号５の１番から５の１７番の１７件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　はい、議長。事務局係長。

議　長　はい、事務局係長。

事務局　ただいま、ご上程いただきました農地法第５条の規定による許可申

請につきましてご説明いたします。議案書の９ページをお願いします。
議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので処分の決定を月次総会にお願いするものです。
申請番号５の１番から５の１７番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。
申請番号５の１番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。
なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。
申請番号５の２番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
議案書の１０ページをお願いします。
申請番号５の３番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
申請番号５の４番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
申請番号５の５番は、農業公共投資がある区域ですが、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。
申請番号５の６番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。
議案書の１１ページをお願いします。
申請番号５の７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。
申請番号５の８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。
申請番号５の９番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。
なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。
議案書の１２ページをお願いします。
申請番号５の１０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１１番は、申請事由に係る一時転用申請です。農地区分は、農用地区域内ですが、不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の１３ページをお願いします。

申請番号５の１２番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１３番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の１４ページをお願いします。

申請番号５の１４番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１６番は、農業公共投資がある区域ですが、既存施設の拡張であることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の１５ページをお願いします。

申請番号５の１７番は、申請事由に係る一時転用申請です。農地区分は、農用地区域内ですが、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第５条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。申請番号５の１番から５の１７番の１７件について審議します。質疑のある方はお願いします。

１　番　　はい、議長。１番星野。

議　長　　はい、星野委員。

１　番　　申請の中に追認がいくつかあるがその中には追認では考えられない申請があるが始末書のみの対応か。

事務局　　はい、議長。副事務局長。

議　長　　はい、副事務局長。

事務局　　始末書のみの対応ですが申請時には新たに申請される事案と同じように許可基準を確認のうえ対応している。始末書にはいつ頃からどういった理由で使用してしまったか記入してもらっている。

１　番　　はい、議長。１番星野。

議　長　　はい、星野委員。

１　番　　５の９番の場合は住民センターという公のものがなぜ追認申請なのか。無許可だったのか。

事務局　　はい、議長。事務局長。

議　長　　はい、事務局長。

事務局　　地域の施設であるが無許可でした。第１種農地になるが許可の例外となるので当時申請してもらえれば許可になる案件でしたが無許可の状態でした。

議　長　　ほかに質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　　質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第３号、申請番号５の１番から５の１７番の１７件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　　異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第１２、議案第４号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局　　はい、議長。事務局長。

議　長　　はい、事務局長。

事務局　ただいま、ご上程いただきました議案第４号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の１７ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年１０月１日を予定しております。

計画概要につきましては、１７ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が１７人、借受人が９人、筆数が３６筆、面積が４８，８６８平方メートルです。

この個別の内訳は、１８ページ記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第４号の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

１　番　はい、議長。１番星野。

議　長　はい、星野委員。

１　番　利用権設定の当事者の中に亡くなられた方がいるが成り立つのか。

事務局　はい、議長。事務局長。

議　長　はい、事務局長。

事務局　亡くなられた場合、相続後、農業委員会事務局に農地法第３条の第３第１項の届出をしてもらいその後利用権設定をしてもらう手順であるが亡くなったのが最近で亡くなられたことを知らなかった。また亡くなられた方の名義のままの場合は相続人の同意を得れば利用権は成立します。

議　長　　ほかに質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議　長　　質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第４号、農用地利用集積計画の決定について、認めることでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　　異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第６回月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会　＜午前１０時１６分＞